

警報発令時の対応

京丹後市立島津小学校

- 1 午前7時現在、京丹後市に警報が発令されている場合は、自宅待機とする。
※ただし、波浪・高潮警報のみの場合は除く。
(特に学校からの連絡はいたしませんので、情報をご確認ください。)
- 2 午前7時を過ぎ、午前8時までに警報が発令された場合も、自宅待機とする。
すでに登校中の児童には、学校が安全に帰宅及び自宅待機ができる方法を指示する。
- 3 午前8時までに警報が解除になった場合、あるいは、午前8時から午前10時30分の間に警報が解除になった場合は、学校から地区連絡網で始業時刻を連絡する。
- 4 午前8時現在、警報が継続する場合は、自宅待機とし、午前中休校とする。
その場合、給食は行わない。
- 5 午前10時30分に警報が継続する場合は、午後も休校とする。
- 6 授業の途中で警報が発令された場合は、教育委員会からの指示に従う。授業を切り上げて下校する場合、教員の引率のもとに集団下校をする。

※気象庁の気象警報発表区域が細分化され「京都府北部」が「京丹後市」という表記になりました。なお、テレビニュースのテロップなどでは、文字数の関係で市町をまとめて「京都府北部」や「丹後」といった表記になることもあるそうですのでご留意ください。